

報道資料

令和6年9月18日

1	件名	「家族でやま学の日」の実施について
2	実施開始日	令和6年10月1日（火）～
3	内容	「家族でやま学の日」につきましては、山口県において、県政の最重要課題である人口減少の大きな要因である少子化を克服するため、「こどもや子育てにやさしい休み方改革」を全県的に展開することとしており、その取組の柱の一つである「休暇を家族で一緒に過ごせる仕組み作り」の一環として、本年6月に創設されました。 「家族でやま学の日」のねらいとしましては、「学校休業日以外でも家族とともに、校外で体験や探究の活動を行える」、「家族で一緒に過ごす」、「やまぐちで学ぶ、やまぐちを学ぶことで、山口への愛着を深める」といったことがあり、山口市教育委員会としても、これらの内容は重要であると判断しましたことから、事業内容の検討や学校、保護者等への周知の期間を踏まえ、今年度10月1日から実施することとしました。 【山口市で実施する「家族でやま学の日」の内容について】 (1) 校外での自主学習活動として位置付け、「欠席」扱いとはせず「出席停止・忌引等」の扱いとする。保護者の休暇に合わせて取得することができる。 (2) 取得する2週間前までに、保護者が学校に申請書を提出する。 (3) 日数は、年間3日以内とする。(今年度も同様) (4) 申請できない日は次の通りとする。 ア 入学式・卒業式・始業式・終業（修了）式・運動会・音楽会・修学旅行・宿泊学習などの行事がある日（参加する学年） イ 定期テスト（テスト週間を含む）、全国学力・学習状況調査実施日、山口県学力定着確認問題実施日 ウ その他、学校の指定する日 (5) 「家族でやま学の日」を活用したことで受けられなかった授業の学習内容は、原則家庭学習で補うこととする。 (6) 「家族でやま学の日」に関する事後の報告は求めない。 (7) 給食の停止はできない。
6	問い合わせ	山口市教育委員会事務局 学校教育課（担当 馬屋原） TEL (083) 934-2863